

福島市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第5条の規定に基づき、在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図ることを目的として福島市（以下「市」という。）が実施する福島市医療的ケア児在宅レスパイト事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において「医療的ケア」及び「医療的ケア児」とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第1項及び第2項の定めるところによる。

2 この要綱において、「家族」とは、医療的ケア児の保護者で、現に当該医療的ケア児の看護及び介護を行っている福島市長が認めた者をいう。

3 この要綱において、「利用児童」とは、市長が事業の利用を決定した医療的ケア児をいう。

4 その他の用語については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び関係法令の例による。

（実施主体）

第3条 本事業の実施主体は市とする。

2 市長は、本事業の実施に当たっては、市と委託契約を締結した、利用児童が現に訪問看護を利用する健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者その他の訪問看護を行う医療機関に委託して行うこととする。

（利用対象者）

第4条 本事業の利用対象者は、次に掲げる要件の全てに該当する医療的ケア児の家族（以下「利用対象者」という。）とする。

（1）福島市内に住所を有すること。

（2）0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。

（3）在宅で同居の家族による介護を受けて生活していること。

（4）医師の訪問看護指示書（保健医療機関及び保健医療療養担当規則第19条の4第1項の規定に基づく訪問看護指示書）による医療的ケアを必要としていること。

（5）訪問看護（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護）により医療的ケアを受けていること。

(サービス提供内容)

第5条 本事業は、委託を受けた健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者その他の訪問看護を行う医療機関（以下「指定訪問看護事業者」という。）が、同項に規定する訪問看護療養費の適用を超える訪問看護を提供する。ただし、指定訪問看護事業者がサービスを提供できないと判断した場合は、この限りでない。

(サービス提供時間)

第6条 利用時間は、利用児童1人につき1年度（4月1日から翌年3月31日）内において、48時間（年度途中からの申請の場合、利用の決定月から3月までの残月数に4を乗じた時間）を利用限度とする。

2 1日に1回を利用限度とし、1回当たりの利用時間は、1時間以上4時間以内（30分単位、30分未満切捨）とする。

(事業に要する費用)

第7条 本事業に基づき利用対象者が指定訪問看護事業者からサービスの提供を受けたときは、本事業に基づくサービスの提供費用について、別表で定める金額を限度として、市が利用対象者に代わり当該利用指定訪問看護事業者に支払うものとする。ただし、訪問看護費の他に発生する実費（交通費等）や、キャンセル料等については、利用対象者と指定訪問看護事業者との契約によるものとし、この要綱の定めによらないものとする。

(利用登録申請)

第8条 本事業の利用を希望する利用対象者は、利用しようとする指定訪問看護事業者を経由して、福島市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録（変更）申請書兼現況届（様式第1号）（以下「利用登録申請書兼現況届」という。）に、次に掲げる資料を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 第4条第1項第4号に規定する医師の訪問看護指示書の写し
- (2) 訪問看護事業者との契約書の写しまたは重要事項に関する同意書の写し

(利用登録決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは本事業の利用登録の可否の決定を行う。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、福島市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録（変更）決定（却下）通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）により、利用対象者に通知するものとする。

3 第1項の利用登録期間は、同項の規定により本事業の利用登録の決定（以下「利用決定」という。）を行った日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までとする。

(変更等の届出)

第 10 条 利用決定を受けた利用対象者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定訪問看護事業者を経由して、「利用登録申請書兼現況届（様式第 1 号）」を市長に提出しなければならない。

（１） 利用者が市内で居住地を変更するとき。

（２） 利用決定内容の変更を希望するとき。

2 前項の申請を受けた場合の手続きについては、前条の規定を準用する。

3 利用者は、毎年 4 月に、指定訪問看護事業者を経由して、利用登録申請書兼現況届（様式第 1 号）に、第 4 条第 1 項第 4 号に規定する医師の訪問看護指示書（届出日において、有効なものに限る。）の写しを添えて、利用児童の現況を市長に届け出なければならない。

(決定通知書の再交付)

第 11 条 決定通知書を破損し、又は忘失した場合、利用者は福島市医療的ケア児在宅レスパイト事業再交付申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、再交付を受けるものとする。

(利用登録決定の取消し)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができる。

（１） 利用児童が死亡したとき。

（２） 利用者が利用を辞退したとき。

（３） 利用者が第 4 条に規定する要件に該当しなくなったとき。

（４） 偽りその他不正の申請により利用決定を受けたとき。

（５） その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用登録決定を取り消したときは、福島市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録取消通知書（様式第 4 号）により指定訪問看護事業者を経由し利用者に対して通知することとする。

(サービスの利用)

第 13 条 利用者が本事業を利用するときは、決定通知書を指定訪問看護事業者に提示し、指定訪問看護事業者と本事業に係る利用契約を締結しなければならない。

(請求及び支払い)

第 14 条 指定訪問看護事業者は、毎月 15 日までに前月分の本事業の実施に係る利用児童別の「福島市医療的ケア児在宅レスパイト事業サービス提供実績報告書」（様式第 5 号）を添えて、当該実績に対する委託料を「福島市医療的ケア児在宅レスパイト事業報酬請求書」（様式第 6 号）により、市長に請求するものとする。

2 市長は前項の請求があったときは、内容を審査し、適正と判断される場合は、請求があった日

から30日以内に委託料を支払うものとする。

(委託料の返還)

第15条 市長は、指定訪問看護事業者が虚偽その他の不正な手段により第14条に規定する委託料の支払いを受けた場合は、当該事業者には本事業の委託料の全額又は一部を返還させることとする。

(事業者の遵守事項)

第16条 指定訪問看護事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者の自宅に指定訪問看護事業者の従業者を派遣し、医師の指示に基づく医療的ケアを伴う見守りを適切に行うこと。
- (2) 指定訪問看護事業者は、利用者に対して本事業のサービスを提供したときは、サービスの提供内容について記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。
- (3) 本事業によるサービスの提供の際、事故等が発生した場合は、利用者の家族及び市長に遅滞なく報告及び連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- (4) 業務上知り得た利用者、その他の家族等の個人情報保護に十分留意しなければならない。

(報告等)

第17条 市長は、事業の実施に関して必要と認められるときは、指定訪問看護事業者に対して事業に係る報告及び書類の提示を命じ、当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定訪問看護事業者の関係のある場所に立ち入り、又は必要な調査をさせることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

対象経費	金額
① 指定訪問看護事業者が在宅の利用児童を訪問して行う看護（健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く）に係る費用	次の算式により算定した額とする。 $\text{支払額} = A \times 7,500 \text{円（1時間当たり単価）}$ ※30分当たりの単価：3,750円 備考 この算式に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 A指定訪問看護事業者が、在宅の利用児童を対象に、家族に代わって看護を行う1日当たりの時間から健康保険法の適用対象となる訪問看護のうち、健康保険法その他の助成制度の適用対象となる訪問看護の時間を控除した数。ただし、利用児童1人につき、1年度当たり48時間を上限とする。 ※ 年度途中の申請の場合は、利用の決定月からの年度内の残月数×4時間を利用限度とする。 ※ 1日に1回を利用限度とし、1回当たりの利用時間は1時間以上4時間以内（30分単位、30分未満切捨）とする。

※単価は、消費税及び地方消費税を含む。